<練馬区立関中学校 PTA 規約>

第1章 名称

第1条 この会は、東京都練馬区関町北4-34-23、東京都練馬区立関中学校 PTA と称し、 事務所を学校内に置く。

第2章 目的

第2条 この会は、保護者・教職員が互いに協力して、家庭と学校と地域社会における教育力の 向上と生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

第3章 方針

- 第3条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として活動し、目的を同じくする他の民主団体に協力することができる。
- 第4条 この会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体・機関の支配や干渉を受けない。 また、目的以外の活動に利用されてはならない。
- 第5条 この会は、特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とする行為をしては ならない。
- 第6条 この会は、学校の管理・運営及び人事には干渉しない。

第4章 会員

- 第7条 この会は、関中学校に在籍する生徒の保護者とこの学校に勤務する教職員をもって会員 とする。
- 第8条 会員は別に定めるところにより、会の経費を負担する。
- 第9条 会員はすべての規約のもとに平等の権利と義務を有する。

第5章 役員及び役員の選出

第10条 1項 この会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 3名(うち1名は学校より)

書 記 3名(うち1名は学校より)

会計 2名

- 第10条 2項 会長1名及び本部役員のうち4名(各学年1名以上)は前年度中に全会員の中から推薦又は互選会を経て、その候補者より選出管理委員会が会長1名及び本部役員のうち4名(各学年1名以上)を総会に選出し、承認を受け就任する。
- 第11条 1項 役員の任期は1年とし、2年を限度として再任を妨げない。ただし、重複しない役員への推薦を受け承認を得られた場合は、3年間の就任を認める。
- 第11条 2項 役員は1年間の任期を終えた後、申告すれば、次年度以降役員及び各委員候補 者から外れる権利を有する。ただし立候補を妨げない。

- 第11条 3項 前年度役員は会長の要請に応じて、総会まで協力できるものとする。
- 第12条 役員が欠員になった場合は運営委員会において協議し、決定するものとする。

第6章 会計及び会計監査

- 第13条 この会の経費は、会費・事業収益及び自発的な寄付金をもって充てる。
- 第14条 会費は1世帯当たり所定の会費を負担する(保険料含)。 なお、9月30日までの転入時は全額とし、10月1日以降の転入時は半額とする(保 険料は除く)。
 - 9月30日までに転出する際は転出する1週間前までに申し出のあった会員のみ会費の半額を返金する(保険料は除く)。
- 第15条 この会の経理は総会で認められた予算にもとづいて4月1日より翌年3月31日まで 行うものとする。なお、臨時の収支については運営委員会で協議し、決定する。
- 第16条 この会の経理会計を監査するために2名の会計監査を置く。
- 第17条 会計監査は会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。 また、会長の要請があれば運営委員会に出席し報告や助言などと行うことができる。
- 第18条 会計監査は前年度中に全会員の中から一般公募により、その候補者より選出管理委員 会が総会に推薦し承認を受ける。なお、会計監査は兼任できない。

第7章 総会

- 第19条 総会はこの会の最高決議機関であって、全会員をもって構成し、会長が招集する。 総会は定期総会と臨時総会があり、定期総会は年度の始めと終わりに開催する。 臨時総会は運営委員会が必要と認めた時に開催する。
- 第20条 総会は会員の5分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任状を含める。 議決は、過半数の同意を必要とする。
- 第21条 総会は、役員及び会計監査の承認、活動計画と報告、予算・決算の承認、その他の運 営委員会が必要と認めた事項を審議、決定する。

第8章 運営委員会

- 第22条 運営委員会は役員、各委員会の正副委員長、校長、副校長をもって構成する。 なお、必要があればその他の会員の出席を求めることができる。
- 第23条 運営委員会は、この会の運営の中心となる機関であって、会長が原則として年5回程度招集し、次の会務を行う。
 - (1)総会から委任された事項の企画、運営、総会の運営
 - (2) 各委員会活動の報告、連絡、検討、調整、援助
 - (3) 学校側の報告を受け、要望事項を審議する。
 - (4)選出管理委員会

第9章 委員選出及び各委員会

- 第24条 1項 この会は、目的を達成するために次の委員会を置く。
 - (1) 学級委員会
 - (2) 生活委員会
 - (3) 選出管理委員会
- 第24条 2項 各学級から委員を選出する(学級・生活・選出管理)。
- 第25条 各委員会委員長は1年間の任期を終えてから、引き受けた学年の生徒が本校に在籍する期間、申告することにより役員及び各委員候補者から外れる権利を有する。
- 第26条 各学級の学級・生活・選出管理委員をもって全校の学級・生活・選出管理委員会を構成し、それぞれ委員長1名、副委員長2名を各学年より互選する。
- 第27条 1項 各委員会の任務は、次の通りである。
 - (1) 学級委員会は、学年、学級間の連絡・調整を図り、必要に応じて学年・学級の 集会や教養を深めるための講演会等を企画し開催する。保護者と教職員の相互 理解を深め互いの教育力の向上に寄与する活動として必要に応じて学年委員会 を開催する。学年委員会は各学級より選出された委員と各学年の本部役員をも って構成する。なお、学級委員会の正副委員長は、学年委員会の委員長を兼任 する。
 - (2) 生活委員会は、学校と協力して生徒の健全な育成を図るために必要な活動を計画し、実施する。
 - (3) 選出管理委員会は、会長及び本部役員と会計監査の選考に必要な活動を行う。 なお、選出管理委員から本部役員・会計監査になることはできない。 学校より1名が選出管理委員会に所属する。 また、次年度の委員の選出に必要な活動を行う。
- 第27条 2項 委員の任期は、委員総会より次年度委員総会までとし状況に応じて協力できるものとする。

第10章 その他

- 第28条 生徒の部活動の振興を図るために必要な協力をする。 部活動世話人会の代表は、運営委員会に出席することができる。
- 第29条 学校長及び副校長は、PTAのすべての会合に出席して意見を述べることができる。
- 第30条 慶弔などについては運営委員会で協議して決定する。必要があれば運営委員会で慶弔 規約を改定する。
- 第31条 練馬区立中学校 PTA 連合協議会や近隣の学校等との連携を図るために必要な協力をする。
- 第32条 細則や規定は運営委員会の決定による。
- 第33条 本規約の改廃は総会の決定による。
- 第34条 PTA 会員は生徒が卒業後、本校 PTA の OB 会「つばさの会」に入会できる。 ただし、活動内容は「つばさの会」の会則、運営のもとに行われる。
- 第35条 PTA 会員及び本校 PTA の OB は関中コーラスのウイングハーモニーに入会できる。

付 則

この会の大綱は昭和58年1月20日の父母総会において承認されたものであるが、昭和58年4月制定・発効とする。

昭和58年4月発効

- •昭和59年1月23日 一部改定
- •昭和62年5月29日 一部改定
- 平成4年3月12日 一部改定
- 平成5年3月8日 一部改定
- 平成8年3月7日 一部改定
- 平成8年10月18日 一部改定
- 平成12年3月2日 一部改定
- 平成12年5月23日 一部改定
- 平成13年5月28日 一部改定
- 平成16年3月10日 一部改定
- 平成20年3月12日 一部改定
- 平成21年3月5日 一部改定
- 平成21年5月28日 一部改定
- 平成22年3月3日 一部改定
- 平成24年3月7日 一部改定
- 平成25年3月12日 一部改定
- 平成27年3月11日 一部改定
- 平成28年3月10日 一部改正

卒業まで保存

練馬区立関中学校 PTA規約